

バイリンガル・マルチリンガル子どもネット

会則

- 第1条** [名称]
本会は、「バイリンガル・マルチリンガル子どもネット」（略称「BM 子どもネット」）と称する。英語では、Bilingual/Multilingual Child Network (BMCN)と表記する。
- 第2条** [目的]
本会の目的は、複数言語環境で育つ国内外の年少者の複数の言語・文化の習得に関して、研究者の調査・研究の活性化、保護者への啓発、保育関係者、教員・指導員・地域支援者等の実践活動の質の向上を目指すと同時に、これらの相互交流を図ることを目的とする。
- 第3条** [活動内容]
本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
1. 年次大会 研究者と実践者を交えた年に一度の大会
 2. BM 子ども相談室 国内外から持ち込まれる複数言語文化環境で育つ子どもに関わる様々な疑問・悩み・問題について、複数の相談員が討議検討し、結果をメール等で返答する活動
 3. 特別課題 時代の流れに沿った喫緊の課題であると理事会が認めた場合に BMCN の特別課題として開催する行事や催し
 4. 分科会活動 理事と会員の有志が参加して行う分科会活動
 5. 情報収集・情報提供 本会の目的に関わる情報の収集と会員への提供
 6. その他 本会の活動として相応しいと理事会が認めたフォーラム・講演会・ワークショップ・勉強会等の開催及び言語政策に関する啓発活動
- 第4条** [会員]
第2条に定める目的に賛同して本会の活動に協力する個人または団体は、会員となることができる。会員は以下に定める3種の会員および理事から構成される。
1. 理事：理事または個人会員 A から推薦を受けたもの。
 2. 個人会員 A：理事を含むBMCN 活動に積極的に参加するものであり、会の目的と活動に関する情報配信、BMCN 所蔵の資料の閲覧、年次大会等での発表資格に加え、分科会活動、特別課題、言語政策に関する啓発活動等への参加、BMCN の活動に資する分科会活動の創設を提案することができる。
また、今後理事会が推薦制から会員選出制に移行した場合は、理事選出の議決権を持つこととする。
 3. 個人会員 B（一般参加）：会の目的と活動に関する情報配信、BMCN 所蔵の資料の閲覧、年次大会における発表資格、分科会活動への参加資格を有するものとする。
 4. 団体会員：会の目的と活動に関する情報配信を受ける団体とする。

第 5 条 [年会費と賛助金]

個人会員 A、個人会員 B、団体会員の年会費は、以下の通りである。

個人会員 A	年会費	3,000 円
個人会員 B	年会費	なし
団体会員	年会費	なし

個人会員 B と団体会員からは、一口 1,000 円あるいはそれ以上の賛助金を募る。

第 6 条 [理事]

1. 理事は本会の活動方針を定め、それを実施するための中心的な役割を担うものとする。
2. 理事の選出にあたっては、専門分野や国内外のバランスに配慮する。

第 7 条 [会の運営]

本会の運営は、理事が、アドバイザー及び運営委員・相談員の支援のもとに担当理事が分担して行う。担当理事は、理事会において理事の自薦・他薦に基づいて多数決で決める。会長と相談室以外の担当理事の人数は、状況に応じて1名から複数名に増やすことができる。また複数の部署を兼任することもできる。

1. [担当理事]

(1) 会長	1名	任期は2年、再任可
(2) 副会長	1名～数名	任期は2年、再任可
(3) 財務担当理事	1名～数名	任期は2年、再任可
(4) 事務局担当理事	1名～数名	任期は2年、再任可
(5) 分科会担当理事	1名～数名	任期は2年、再任可
(6) ウェブサイト管理担当理事	1名～数名	任期は2年、再任可
(7) 相談室	1名	任期の定めなし

2. [アドバイザー]・[会計監査]

本会の運営が適正に行われるために、アドバイザーを若干名、及び会計監査を1名設ける。

3. [運営委員]

広報担当委員、財務担当委員、事務局担当委員、分科会担当委員、ウェブサイト管理担当委員として、担当理事とともにそれぞれ必要な業務を行う運営委員を、必要に応じて会員 A の中から若干名募る。

第 8 条 [会計年度]

4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。

第 9 条 [会則の変更]

本会の会則の変更は、理事会において決定する。

第 10 条 [設立年月日]

本会の設立年月日は平成 28 年(2016)8 月 10 日とする。

第 11 条 [会則施行日]

2021年4月1日